

- 民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令の一部を改正する政令新旧対照条文
民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第九十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等を定める政令</p> <p>民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。</p>	<p>民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令</p> <p>民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。</p>